

## 平成25年度公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成25年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成25年度公共工事設計労務単価を決定した。

### 1. 平成25年度公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、平成25年度公共工事設計労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるように、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調対策に対応した単価を設定し、入札不調の増加に応じて公共工事設計労務単価を3ヶ月毎に見直す仕組みを導入する。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

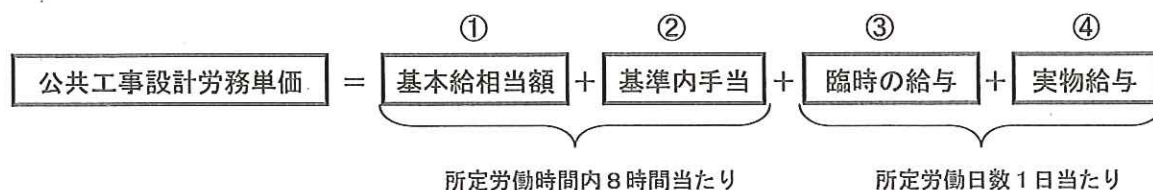
### 2. 公共工事設計労務単価について

#### (1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図-1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図-1 公共工事設計労務単価の構成



#### (2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導員 A、B の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

### （3）留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

- ・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

### 3. 公共事業労務費調査の概要について

#### (1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

#### (2) 調査方法

##### ① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成24年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,474件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

##### ② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

##### ③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で114,681人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

##### ④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかったため、参考公表とする。

##### ⑤ その他

平成24年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	1,009	11,759
東北	1,543	17,377
関東	1,894	22,599
北陸	951	8,566
中部	1,296	10,947
近畿	1,492	11,556
中国	1,025	9,409
四国	768	6,155
九州	1,229	13,024
沖縄	267	3,289
全国計	11,474	114,681

表－2 主な棄却理由別標本数

		標本数(人)	構成比(%)
調査対象標本		174,851	100%
主な棄却理由	調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	17,874	10.2%
	賃金台帳等に賃金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。	1,911	1.1%
	就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることを確認ができない。	38,985	22.3%
	その他の棄却理由	1,400	0.8%
有効標本		114,681	65.6%

#### 4. その他

公共事業労務費調査は、労働基準法において調製・保存が義務付けされている賃金台帳等に基づいて調査を実施しています。

平成24年度調査において約3割の標本が棄却されているため、今後も次の書類を審査において提示できるよう整理するとともに調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類  
 ・ ・ ・ 就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類  
 ・ ・ ・ 銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類      ・ ・ ・ 作業日報及び出勤簿等

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	15,400	12,700	10,600	15,700	17,300	15,700	24,900	21,800	16,600	16,000
東北	02 青森県	18,200	13,400	10,100	15,700	18,000	16,500		18,400	15,300	17,400
	03 岩手県	(18,200)	(15,100)	(11,000)	16,400	(19,800)	(16,600)		20,100	16,100	(18,300)
	04 宮城県	(19,500)	(15,100)	(11,900)	17,400	(20,600)	(18,900)		20,900	16,500	(22,400)
	05 秋田県	17,200	13,500	10,900	16,200	17,800	16,000		19,200	15,600	17,700
	06 山形県	17,200	13,500	11,400	16,500	17,100	16,200	20,300	19,700	16,500	18,100
	07 福島県	(19,400)	(15,000)	(12,900)	17,000	18,900	17,900	20,900	20,100	16,900	18,600
	関東	08 茨城県	18,100	16,100	11,300	18,200	19,400	20,600	22,900	21,300	18,500
09 栃木県		18,000	15,800	11,400	18,000	20,500	19,200	22,900	21,300	18,200	20,000
10 群馬県		18,000	16,100	12,300	17,800	21,400	18,300	22,300	21,000	17,100	19,400
11 埼玉県		19,200	16,400	12,300	18,000	20,900	21,400	22,700	21,200	19,500	21,700
12 千葉県		19,200	16,400	12,200	18,700	20,800	22,200	23,100	21,500	20,600	22,500
13 東京都		20,600	17,200	12,800	18,700	21,800	22,000	23,100	21,900	21,700	22,200
14 神奈川県		20,900	17,700	12,500	18,300	20,800	22,000	22,900	21,600	19,900	21,000
19 山梨県		19,200	17,400	12,000	18,200	21,200	19,500	22,900	21,600	20,200	20,300
20 長野県	18,300	15,700	12,400	17,500	19,500	19,000	21,700	20,900	18,300	18,700	
北陸	15 新潟県	16,500	13,600	12,100	16,100	17,700	16,300	19,000	19,800	16,400	17,100
	16 富山県	17,300	14,500	11,600	15,400	19,400	18,300	19,700	20,100	17,400	18,500
	17 石川県	18,100	14,400	11,500	16,400	19,300	18,300	19,300	20,100	17,500	18,100
中部	21 岐阜県	17,900	15,900	11,900	17,400	18,900	18,800	24,400	22,900	17,900	18,300
	22 静岡県	17,900	15,900	10,900	17,500	18,500	18,600	23,500	24,000	18,900	18,800
	23 愛知県	18,800	16,100	12,300	17,600	18,900	19,700	24,800	24,000	18,500	18,400
	24 三重県	18,000	14,900	11,200	17,800	19,400	20,200	24,800	22,100	17,900	18,600
近畿	18 福井県	17,900	14,800	11,100	17,500	18,300	18,000	23,300	20,700	17,400	17,400
	25 滋賀県	17,400	15,000	11,400	17,500	18,600	19,200		21,100	17,600	18,500
	26 京都府	17,800	15,000	11,200	18,200	19,600	18,900		20,800	18,200	18,000
	27 大阪府	17,900	14,700	11,500	18,100	20,400	20,100		20,600	19,200	18,700
	28 兵庫県	17,100	15,100	11,000	17,700	19,200	18,400	24,900	20,900	17,900	17,400
	29 奈良県	17,500	15,100	11,400	18,300	19,300	19,500		20,800	18,600	18,300
	30 和歌山県	17,700	15,600	11,300	17,900	19,500	19,500		20,800	18,200	18,300
中国	31 鳥取県	15,300	12,000	10,900	16,000	16,600	16,800	23,100	18,700	15,900	16,700
	32 島根県	15,500	13,000	10,500	15,700	16,500	16,700	23,300	18,500	15,800	16,100
	33 岡山県	16,300	14,200	11,200	16,200	17,500	17,200	23,100	18,700	16,900	17,100
	34 広島県	16,600	14,700	11,000	15,700	17,600	17,200	23,300	18,500	16,000	17,000
	35 山口県	15,500	13,600	10,600	15,800	17,100	16,600	23,300	18,500	16,300	16,400
四国	36 徳島県	15,800	14,000	11,200	15,500	20,400	16,700		23,800	17,000	15,900
	37 香川県	16,600	14,700	11,200	15,900	19,000	16,100		23,900	16,500	16,000
	38 愛媛県	15,600	13,200	10,800	15,700	18,700	16,000		23,800	16,500	15,200
	39 高知県	16,100	13,700	11,500	16,000	19,500	16,200		23,800	16,500	15,200
九州	40 福岡県	17,000	14,500	10,500	15,400	17,200	16,700	19,500	18,800	16,300	16,100
	41 佐賀県	14,900	12,800	10,100	15,300	16,900	15,500	19,700	19,100	16,400	15,700
	42 長崎県	15,000	12,400	9,900	15,300	16,600	15,400	19,700	19,100	15,500	15,200
	43 熊本県	15,900	13,300	10,800	15,600	17,700	16,100	19,700	18,600	15,400	16,100
	44 大分県	15,400	13,100	10,400	15,300	16,400	15,900	19,500	18,900	15,000	16,100
	45 宮崎県	17,200	12,600	10,400	15,300	16,600	16,100	19,700	19,100	14,700	15,300
46 鹿児島県	18,900	13,900	11,100	15,300	19,000	16,400	19,700	19,100	15,000	16,100	
沖縄	47 沖縄県	17,000	13,700	10,400	15,600	16,700	18,600	21,100		13,500	16,900

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	16,400	16,000	17,600	15,300	12,800	24,900	29,500	18,600	22,100	18,400
東北	02 青森県	15,600	14,800	16,700	19,600	17,900	23,900	28,300	19,500	22,800	18,100
	03 岩手県	(16,400)	(16,100)	(17,500)	(20,100)	(16,900)	(25,100)	(29,700)	(20,500)	(25,000)	(19,000)
	04 宮城県	(18,700)	(19,000)	(19,000)	(21,400)	(19,200)	(25,100)	(29,700)	(20,500)	(26,600)	(19,000)
	05 秋田県	15,800	15,700	16,900	18,800	18,300	23,900	28,300	19,500	22,900	18,100
	06 山形県	16,500	17,600	17,700	17,800	16,100	23,900	28,300	19,500	24,700	18,100
	07 福島県	16,600	17,900	(17,900)	(18,100)	16,300	23,900	28,300	19,500	23,100	18,100
	関東	08 茨城県	18,900	20,100	22,100	18,800	16,200	23,900	28,400	21,700	22,900
09 栃木県		19,400	20,800	23,000	17,700	16,900	23,900	28,400	21,700	23,300	19,400
10 群馬県		19,000	18,100	21,600	18,000	15,200	23,900	28,400	21,700	24,400	19,400
11 埼玉県		20,200	21,400	22,800	20,700	17,900	23,900	28,400	21,700	22,900	19,400
12 千葉県		20,100	21,600	22,900	19,900	17,800	23,900	28,400	21,700	22,700	19,400
13 東京都		20,800	22,700	24,300	20,200	16,700	23,900	28,400	21,700	22,500	19,400
14 神奈川県		20,800	22,700	25,000	21,200	18,000	23,900	28,400	21,700	22,500	19,400
19 山梨県		20,900	21,400	23,800	19,700	17,000	23,900	28,400	21,700	23,900	19,400
20 長野県		19,100	18,900	20,900	17,400	15,200	23,900	28,400	21,700	23,900	19,400
北陸		15 新潟県	16,000	16,500	17,400	16,400	14,400	23,800	28,200	20,400	23,100
	16 富山県	17,900	17,800	18,300	16,900	14,700	23,800	28,200	20,400	23,400	17,600
	17 石川県	17,400	17,400	18,000	17,100	15,100	23,800	28,200	20,400	21,800	17,600
中部	21 岐阜県	18,100	18,600	20,300	18,600	16,000	23,900	28,300	20,600	21,900	18,800
	22 静岡県	18,900	19,700	22,100	18,400	15,900	23,900	28,300	20,600	24,000	18,800
	23 愛知県	18,600	19,300	21,500	18,600	16,700	23,900	28,300	20,600	23,500	18,800
	24 三重県	19,200	18,800	21,200	17,500	16,000	23,900	28,300	20,600	21,500	18,800
近畿	18 福井県	17,800	19,200	19,100	17,200	16,800	23,700	28,100	19,300	21,600	17,800
	25 滋賀県	17,800	18,800	19,600	17,600	15,600	23,700	28,100	19,300	23,400	17,800
	26 京都府	17,900	19,300	19,300	17,500	15,400	23,700	28,100	19,300	21,300	17,800
	27 大阪府	18,200	20,000	19,900	18,500	15,600	23,700	28,100	19,300	21,000	17,800
	28 兵庫県	17,100	18,300	19,600	17,300	15,600	23,700	28,100	19,300	20,300	17,800
	29 奈良県	18,200	19,500	20,100	17,500	15,300	23,700	28,100	19,300	20,900	17,800
	30 和歌山県	17,900	19,300	19,500	17,000	14,800	23,700	28,100	19,300	20,400	17,800
中国	31 鳥取県	15,900	16,600	17,500	14,300	12,300	23,800	28,200	19,500	23,300	17,900
	32 島根県	15,600	15,400	16,200	15,500	12,300	23,800	28,200	19,500	24,100	17,900
	33 岡山県	16,200	16,500	17,600	16,600	14,400	23,800	28,200	19,500	21,600	17,900
	34 広島県	16,100	15,600	16,200	17,000	14,400	23,800	28,200	19,500	23,400	17,900
	35 山口県	15,700	15,000	16,400	15,500	13,700	23,800	28,200	19,500	22,900	17,900
四国	36 徳島県	16,000	15,600	18,200	14,900	14,100	24,100	28,600	17,900	22,400	18,200
	37 香川県	16,000	15,600	18,400	15,900	14,800	24,100	28,600	17,900	21,900	18,200
	38 愛媛県	16,000	15,600	18,400	16,100	14,400	24,100	28,600	17,900	21,900	18,200
	39 高知県	16,000	15,700	18,300	16,500	14,700	24,100	28,600	17,900	21,700	18,200
九州	40 福岡県	14,600	16,100	16,700	16,400	13,700	23,900	28,300	21,700	21,000	17,200
	41 佐賀県	14,800	16,300	16,400	18,100	14,700	23,900	28,300	21,700	21,300	17,200
	42 長崎県	14,200	16,000	16,300	14,800	13,400	23,900	28,300	21,700	21,800	17,200
	43 熊本県	14,400	16,100	16,600	15,700	14,200	23,900	28,300	21,700	21,800	17,200
	44 大分県	14,700	16,000	16,600	17,400	15,900	23,900	28,300	21,700	21,400	17,200
	45 宮崎県	14,600	15,800	16,400	17,400	14,900	23,900	28,300	21,700	22,300	17,200
46 鹿児島県	14,600	16,000	16,400	19,400	17,000	23,900	28,300	21,700	22,200	17,200	
沖縄	47 沖縄県	16,000	16,700	17,000	19,300	17,000	24,200	28,700	20,000	20,400	15,900

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡 員	潜水送気 員
北海道	01 北海道	24,800	20,800	21,000	25,500	17,500	21,800	17,300	27,600	18,100	17,200
東北	02 青森県	25,300	20,700	22,200	25,000	20,900	21,800	17,800	32,300	19,800	20,200
	03 岩手県	(26,600)	(21,700)	(23,300)	(27,300)	20,900	21,800	17,800	(35,200)	(21,700)	(22,300)
	04 宮城県	(26,600)	(21,700)	(23,300)	(29,900)	21,200	21,800	17,800	(38,600)	(23,800)	(24,200)
	05 秋田県	25,300	20,700	22,200	25,500	21,800	21,800	17,800	32,900	20,200	20,500
	06 山形県	25,300	20,700	22,200	25,200	20,100	21,800	17,800	33,300	20,500	20,800
	07 福島県	25,300	20,700	22,200	25,400	18,900	21,800	17,800	33,600	20,700	21,200
	関東	08 茨城県	25,700	23,900	24,900	26,700	20,300	25,900	20,200	30,500	19,500
09 栃木県		25,700	23,900	24,900	26,700	20,200	25,900	20,200	30,400	19,800	21,400
10 群馬県		25,700	23,900	24,900	26,800	20,300	25,900	20,200	31,800	19,400	20,900
11 埼玉県		25,700	23,900	24,900	27,200	20,800	25,900	20,200	32,000	22,700	22,700
12 千葉県		25,700	23,900	24,900	27,200	21,300	25,900	20,200	32,000	22,700	22,700
13 東京都		25,700	23,900	24,900	27,600	21,900	25,900	20,200	33,000	22,700	22,500
14 神奈川県		25,700	23,900	24,900	26,900	22,300	25,900	20,200	32,500	22,000	21,700
19 山梨県		25,700	23,900	24,900	26,400	21,200	25,900	20,200	32,600	21,600	21,700
20 長野県		25,700	23,900	24,900	25,800	20,400	25,900	20,200	30,800	20,300	21,300
北陸	15 新潟県	24,600	20,500	24,700	23,300	18,000	21,600	17,900	29,500	17,900	19,300
	16 富山県	24,600	20,500	24,700	23,800	18,900	21,600	17,900	30,000	18,000	19,800
	17 石川県	24,600	20,500	24,700	24,100	20,400	21,600	17,900	28,900	18,400	18,500
中部	21 岐阜県	24,600	22,100	24,000	24,700	20,600	23,600	18,900	27,900	18,300	17,900
	22 静岡県	24,600	22,100	24,000	25,200	20,900	23,600	18,900	32,100	19,900	20,600
	23 愛知県	24,600	22,100	24,000	24,600	20,600	23,600	18,900	30,100	19,400	18,300
	24 三重県	24,600	22,100	24,000	25,500	19,900	23,600	18,900	30,100	18,900	18,200
近畿	18 福井県	23,800	22,800	23,900	26,500	19,500	22,700	17,700	26,400	19,100	19,000
	25 滋賀県	23,800	22,800	23,900	26,400	19,700	22,700	17,700	26,200	19,300	18,700
	26 京都府	23,800	22,800	23,900	26,400	19,800	22,700	17,700	26,200	19,300	18,800
	27 大阪府	23,800	22,800	23,900	26,900	20,800	22,700	17,700	26,700	19,800	19,200
	28 兵庫県	23,800	22,800	23,900	26,500	19,600	22,700	17,700	28,100	20,400	19,600
	29 奈良県	23,800	22,800	23,900	26,300	20,000	22,700	17,700	26,700	19,500	18,800
	30 和歌山県	23,800	22,800	23,900	26,300	19,600	22,700	17,700	26,600	19,300	18,700
中国	31 鳥取県	24,100	20,500	20,900	23,400	17,900	22,500	17,100	28,900	22,600	20,900
	32 島根県	24,100	20,500	20,900	23,300	17,300	22,500	17,100	29,100	24,000	21,200
	33 岡山県	24,100	20,500	20,900	23,300	18,600	22,500	17,100	28,800	22,600	21,000
	34 広島県	24,100	20,500	20,900	23,400	18,000	22,500	17,100	29,200	24,000	21,300
	35 山口県	24,100	20,500	20,900	23,200	18,500	22,500	17,100	29,200	24,000	21,300
四国	36 徳島県	23,400	20,300	21,100	22,400	18,000	25,200	18,700	31,100		
	37 香川県	23,400	20,300	21,100	22,600	17,700	25,200	18,700	31,500		
	38 愛媛県	23,400	20,300	21,100	22,100	18,700	25,200	18,700	31,500		
	39 高知県	23,400	20,300	21,100	22,400	17,800	25,200	18,700	31,200		
九州	40 福岡県	23,900	19,400	21,000	23,900	18,300	22,000	17,400	27,600	17,300	17,400
	41 佐賀県	23,900	19,400	21,000	24,100	17,400	22,000	17,400	27,600	17,300	17,400
	42 長崎県	23,900	19,400	21,000	24,000	17,200	22,000	17,400	27,400	17,200	17,300
	43 熊本県	23,900	19,400	21,000	23,000	17,700	22,000	17,400	27,600	17,300	17,400
	44 大分県	23,900	19,400	21,000	23,400	18,600	22,000	17,400	27,600	17,300	17,400
	45 宮崎県	23,900	19,400	21,000	23,900	19,000	22,000	17,400	27,600	17,300	17,400
46 鹿児島県	23,900	19,400	21,000	24,100	20,600	22,000	17,400	27,700	17,300	17,400	
沖縄	47 沖縄県	23,000	22,200	17,900	27,400	20,400	20,200	17,300	33,100	20,100	22,000

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		19,800	15,400	16,500	16,500	16,200	16,700	17,300	16,600	17,600
東北	02 青森県		21,700	20,100	17,600	17,800	15,300	15,700	15,600	16,400	16,000
	03 岩手県		(23,600)	(21,200)	(19,000)	(19,800)	16,400	(17,200)	(16,400)	(17,300)	(15,200)
	04 宮城県		(26,100)	(24,000)	(21,000)	(21,800)	17,100	(18,800)	(18,300)	(18,900)	(15,200)
	05 秋田県		21,700	17,700	19,200	17,800	15,200	16,000	15,800	16,100	16,200
	06 山形県		19,500	18,100	16,900	17,600	16,500	16,000	17,700	16,900	16,500
	07 福島県	19,600	26,000	17,000	18,900	17,900	16,900	16,200	17,700	17,400	18,200
	関東	08 茨城県	23,500	36,500	20,000	20,800	21,400	18,100	19,100	21,600	21,600
09 栃木県		23,500	36,700	19,500	20,800	21,400	18,100	20,100	22,000	21,700	21,600
10 群馬県		23,100	34,200	19,500	20,300	18,800	16,900	19,000	20,500	19,900	21,600
11 埼玉県		23,200	37,300	20,800	21,500	21,500	18,800	19,900	23,100	22,300	21,700
12 千葉県		23,700	38,100	20,200	22,900	22,000	19,300	20,700	23,200	22,400	21,700
13 東京都		24,100	36,400	20,200	22,800	22,300	19,500	21,200	24,000	22,400	21,700
14 神奈川県		23,900	35,300	21,000	21,600	21,600	19,000	21,300	22,000	21,900	21,700
19 山梨県		23,900	34,800	20,900	21,700	21,200	19,000	20,700	21,700	21,600	21,400
20 長野県		23,100	30,300	17,900	19,800	18,000	17,300	18,700	20,000	19,900	21,500
北陸		15 新潟県	21,000	21,400	16,200	16,500	16,200	16,200	15,200	16,500	16,400
	16 富山県	20,900	24,800	18,100	16,900	16,800	16,800	16,300	16,500	17,100	20,700
	17 石川県	21,600	25,100	17,600	16,900	16,400	16,500	16,500	17,100	17,200	21,700
中部	21 岐阜県	23,600	28,700	19,500	19,700	17,700	18,000	18,500	18,100	18,000	19,800
	22 静岡県	23,600	31,000	18,600	21,400	18,900	18,100	19,200	20,000	18,300	20,100
	23 愛知県	25,200	29,300	19,900	20,700	18,400	18,600	18,900	19,600	18,400	18,800
	24 三重県	22,100	30,300	18,600	20,300	17,900	18,800	18,500	19,400	19,500	
近畿	18 福井県	19,700	28,900	17,800	16,900	16,800	17,600	18,200	18,600	18,300	17,700
	25 滋賀県	19,500	28,500	17,700	18,100	17,700	17,800	18,600	19,000	18,300	17,600
	26 京都府	19,900	29,800	19,000	18,200	17,800	18,300	18,900	19,200	18,300	17,700
	27 大阪府	19,900	28,900	20,200	18,100	18,000	19,100	19,100	19,300	18,600	17,600
	28 兵庫県	19,900	28,900	18,800	17,700	17,900	17,100	18,700	18,600	17,700	17,800
	29 奈良県	19,900	29,900	20,000	18,200	18,300	19,100	18,800	19,200	18,400	17,700
	30 和歌山県	19,900	30,100	20,200	18,100	18,000	18,000	18,800	19,000	18,300	17,600
中国	31 鳥取県		25,700	16,400	16,700	15,900	15,200	17,500	18,000	17,100	15,500
	32 島根県		21,600	15,900	16,900	15,500	15,500	16,100	17,100	16,700	15,800
	33 岡山県		24,500	17,000	16,700	16,200	15,800	17,500	18,200	17,000	15,500
	34 広島県		21,600	16,600	16,900	15,900	15,800	16,100	17,500	16,600	15,800
	35 山口県		21,600	15,800	16,900	15,700	15,800	16,100	17,300	16,600	15,800
四国	36 徳島県	18,700	25,200	16,300	17,000	16,900	15,400	16,000	16,700		
	37 香川県	18,500	25,200	16,300	17,100	16,900	15,600	16,100	16,800		
	38 愛媛県	18,400	25,200	16,300	17,000	16,900	15,500	16,200	16,700		
	39 高知県	18,300	25,100	15,900	17,000	16,800	15,400	16,000	16,600		
九州	40 福岡県		19,200	16,100	17,100	16,300	15,100	14,800	15,900	14,700	
	41 佐賀県		19,100	17,300	17,100	16,400	14,800	14,800	16,100	14,700	
	42 長崎県		19,600	15,800	17,000	16,200	14,700	14,600	15,800	14,600	
	43 熊本県		19,600	15,900	17,100	15,900	14,800	14,600	15,900	14,600	
	44 大分県		19,500	15,400	16,900	16,100	14,900	14,700	16,000	14,700	
	45 宮崎県		19,400	16,300	16,900	16,000	14,700	14,700	15,800	14,700	
46 鹿児島県		19,500	18,000	17,200	16,300	14,700	14,800	15,900	14,700		
沖縄	47 沖縄県			18,100	17,700	17,200	14,300	16,400	20,100	16,900	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。



平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導員A	交通誘導員B
北海道	01 北海道	16,600	15,500	14,700	15,800	16,100	17,100		17,700	9,100	8,300
東北	02 青森県	17,400	15,600	15,600	14,600	14,700	16,100	15,600	15,900	8,500	8,000
	03 岩手県	(18,900)	(17,000)	(16,400)	(15,200)	15,600	16,100	(17,000)	16,600	(9,600)	(8,900)
	04 宮城県	(20,600)	(18,700)	(16,400)	(16,800)	15,800	16,100	(18,700)	17,400	(10,600)	(9,700)
	05 秋田県	17,600	16,000	15,600	14,500	14,900	16,100	15,800	15,800	8,500	7,900
	06 山形県	17,800	17,100	15,600	14,900	16,500	16,100	16,000	15,900	9,600	8,900
	07 福島県	18,400	17,700	15,600	14,400	16,200	16,100	15,400	17,000	(10,300)	(9,600)
	関東	08 茨城県	20,700	21,300	19,800	22,200	18,500	18,500	20,100	20,000	11,000
09 栃木県		20,500	21,400	19,800	22,200	18,600	18,500	20,200	19,300	10,200	9,200
10 群馬県		19,900	21,900	19,800	18,400	18,200	18,500	20,100	18,500	10,000	9,300
11 埼玉県		20,500	21,500	19,800	22,200	18,400	18,500		19,700	10,600	9,800
12 千葉県		20,600	21,300	19,800	22,200	18,500	18,500		20,000	10,800	9,800
13 東京都		20,700	21,300	19,800	22,200	18,800	18,500		20,000	11,300	10,100
14 神奈川県		20,300	21,600	19,800	20,600	18,200	18,500		20,200	11,200	10,000
19 山梨県		20,300	21,600	19,800	20,600	18,100	18,500		20,000	10,500	9,300
20 長野県		19,400	21,300	19,800	18,100	17,700	18,500	21,300	18,800	9,500	8,300
北陸	15 新潟県	17,300	17,200	16,300	13,600	16,600	17,000	14,500	16,900	9,500	8,700
	16 富山県	16,900	17,100	16,300	14,000	17,100	17,000		17,200	9,700	9,200
	17 石川県	17,000	16,500	16,300	14,000	17,200	17,000		17,600	10,100	9,100
中部	21 岐阜県	18,700	18,500	18,100	16,400	17,200	18,200	22,700	19,200	10,000	9,300
	22 静岡県	18,500	21,300	18,100	17,700	17,500	18,200	22,700	20,300	10,400	9,200
	23 愛知県	18,700	19,400	18,100	17,700	17,500	18,200	22,700	20,500	10,400	9,400
	24 三重県	18,700	19,900	18,100	18,300	17,100	18,200	21,500	20,600	10,000	8,700
近畿	18 福井県	17,600	18,000	18,100	15,600	16,800	19,100		19,800	10,000	9,200
	25 滋賀県	18,200	18,500	18,100	18,200	16,200	19,100		19,600	9,900	8,100
	26 京都府	18,500	18,600	18,100	18,300	16,400	19,100		20,200	9,500	8,500
	27 大阪府	17,900	18,600	18,100	17,800	16,600	19,100		19,700	9,500	8,500
	28 兵庫県	17,000	18,600	18,100	17,200	16,500	19,100		19,900	9,500	8,400
	29 奈良県	18,500	18,700	18,100	18,400	16,400	19,100		19,700	9,500	8,400
	30 和歌山県	18,400	18,600	18,100	18,300	16,500	19,100		19,900	9,700	8,500
中国	31 鳥取県	16,000	17,300	16,100	15,300	15,900	16,600		18,300	9,300	8,100
	32 島根県	16,400	16,800	16,100	15,000	16,100	16,600		17,600	9,300	8,500
	33 岡山県	16,000	17,600	16,100	15,200	15,900	16,600		18,300	10,100	8,900
	34 広島県	16,400	16,900	16,100	14,900	15,900	16,600		17,300	10,200	9,100
	35 山口県	16,400	16,900	16,100	14,900	16,000	16,600		17,500	9,500	8,700
四国	36 徳島県	16,600	17,800	15,500		14,700	17,200		16,400	9,300	8,600
	37 香川県	16,700	18,000	15,500		14,900	17,200		16,200	9,400	8,600
	38 愛媛県	16,600	18,000	15,500		14,800	17,200		16,400	9,000	8,100
	39 高知県	16,600	17,900	15,500		14,700	17,200		16,500	8,500	7,700
九州	40 福岡県	19,500	16,200	16,200		13,700	15,300		16,200	8,900	8,100
	41 佐賀県	19,500	16,200	16,200		13,600	15,300		16,000	8,400	7,800
	42 長崎県	19,400	16,000	16,200		13,600	15,300		16,100	8,900	7,800
	43 熊本県	19,500	16,100	16,200		13,700	15,300		16,200	8,600	7,800
	44 大分県	19,500	16,200	16,200		13,600	15,300		16,100	8,800	7,600
	45 宮崎県	19,500	16,100	16,200		13,600	15,300		15,900	8,600	7,100
沖縄	46 鹿児島県	19,600	16,000	16,200		13,600	15,300		15,900	9,300	8,700
	47 沖縄県	15,400	16,200	15,700		13,400	15,400		15,000	8,000	7,400

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッターの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ピン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08. ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレパドーザ・スクレパ・モータスクレパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</li> </ul>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作</li> </ul>
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面 〕
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>( 潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む )</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く)</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着</p> <p>c. 電蝕防護</p>
37 は っ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く)</p> <p>b. 床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ポイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
  - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
  - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
  - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通通賃の単価については、賃借会社に必要な諸経費は含まれていない。)
  - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
  - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に算入した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費助成調査をもとに試算した参考値であり、工種・工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の検査費で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「平成26年4月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための賃格状況を踏まえた設計労務単価」の単価B～Eが適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

( 上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (試算値) )

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	測心工	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位：円)				
																		測心工	測心工(特注)	測心工	トンネル特注工	
北海道	01 北海道	15,400 (21,700)	12,700 (17,800)	10,600 (14,500)	15,700 (21,100)	17,300 (23,300)	15,700 (21,100)	24,600 (33,400)	21,800 (29,300)	16,600 (22,500)	16,000 (21,500)	16,400 (22,100)	16,000 (21,500)	17,600 (23,600)	17,600 (23,600)	15,300 (20,600)	12,800 (17,200)	24,900 (33,500)	23,500 (31,500)	18,800 (25,200)	22,100 (29,300)	18,400 (25,000)
		18,200 (25,000)	13,400 (18,800)	10,100 (14,200)	15,700 (21,100)	18,000 (24,300)	16,500 (22,300)	-	18,400 (24,800)	15,300 (20,500)	17,400 (23,200)	15,600 (20,900)	14,800 (19,800)	16,700 (22,400)	16,700 (22,400)	19,600 (26,400)	17,500 (23,200)	23,600 (31,400)	28,300 (37,800)	19,500 (26,200)	22,800 (30,400)	18,100 (24,400)
東北	02 青森県	18,200 (25,000)	15,100 (20,500)	11,000 (14,800)	16,400 (21,900)	19,800 (26,600)	16,500 (22,300)	-	20,100 (27,100)	16,100 (21,600)	16,300 (21,800)	16,400 (21,900)	16,100 (21,600)	17,500 (23,300)	17,500 (23,300)	20,100 (26,900)	16,500 (22,300)	25,100 (33,100)	23,700 (31,700)	20,500 (27,500)	25,000 (33,000)	19,600 (26,600)
		18,200 (25,000)	15,100 (20,500)	11,000 (14,800)	16,400 (21,900)	19,800 (26,600)	16,500 (22,300)	-	20,100 (27,100)	16,100 (21,600)	16,300 (21,800)	16,400 (21,900)	16,100 (21,600)	17,500 (23,300)	17,500 (23,300)	20,100 (26,900)	16,500 (22,300)	25,100 (33,100)	23,700 (31,700)	20,500 (27,500)	25,000 (33,000)	19,600 (26,600)
関東	03 岩手県	18,200 (25,000)	15,100 (20,500)	11,000 (14,800)	16,400 (21,900)	19,800 (26,600)	16,500 (22,300)	-	20,100 (27,100)	16,100 (21,600)	16,300 (21,800)	16,400 (21,900)	16,100 (21,600)	17,500 (23,300)	17,500 (23,300)	20,100 (26,900)	16,500 (22,300)	25,100 (33,100)	23,700 (31,700)	20,500 (27,500)	25,000 (33,000)	19,600 (26,600)
		18,200 (25,000)	15,100 (20,500)	11,000 (14,800)	16,400 (21,900)	19,800 (26,600)	16,500 (22,300)	-	20,100 (27,100)	16,100 (21,600)	16,300 (21,800)	16,400 (21,900)	16,100 (21,600)	17,500 (23,300)	17,500 (23,300)	20,100 (26,900)	16,500 (22,300)	25,100 (33,100)	23,700 (31,700)	20,500 (27,500)	25,000 (33,000)	19,600 (26,600)



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国の前請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、現在の建設費で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
7 この表は、「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不随対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」の単価B~Eが適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段：参考値)とする。

上段：公共工事設計労務単価 (下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)

所定労働時間内8時間当たりの金額(単位：円)

Table with columns: 地方自治体別 (Municipality), 都道府県名 (Prefecture Name), トンネル建設 (Tunnel Construction), 橋りょう特種工 (Special Bridge), 橋りょう普通工 (General Bridge), 橋りょう土一般建設 (General Bridge Earthwork), 高級組員 (Senior Staff), 普通組員 (General Staff), 潜水士 (Diver), 潜水運送員 (Diver Transporter), 潜水員 (Diver), 山林材施工 (Forest Work), 軌道工 (Railroad Worker), 型枠工 (Formwork Worker), 大工 (Carpenter), 左官 (Plasterer), 配管工 (Pipefitter), はり工 (Reinforcement Worker), 防水工 (Waterproofing), 板金工 (Sheet Metal Worker), タイル工 (Tile Worker). Rows include: 北海道 (Hokkaido), 東北 (Tohoku), 関東 (Kanto), 北陸 (Hokuriku), 中部 (Chubu), 近畿 (Kansai), 中国 (Chugoku), 四国 (Shikoku), 九州 (Kyushu).



(1) 参考公表職種

今回の調査（平成24年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種と当該職種の参考値（全国単純平均値）は次の表のとおりである。

職種	参考値（円）
屋根ふき工	14,079

(2) 法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 法定福利費の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合	
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)				厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)
7,500	170,000		1.050%	5.760%	8.533%	26,031	8,683	115.8%
10,000	220,000		1,733	9,792	14,506	33,755	11,534	115.3%
12,500	280,000		2,310	12,672	18,773	42,908	14,450	115.6%
15,000	340,000		2,888	16,128	23,892	52,061	17,366	115.8%
17,500	380,000		3,465	19,584	29,012	58,356	20,153	115.2%
20,000	440,000		4,043	21,888	32,425	67,509	23,069	115.3%
22,500	500,000		4,620	25,344	37,545	76,663	25,985	115.5%
25,000	560,000		5,198	28,800	42,665	85,816	28,901	115.6%
27,500	620,000		5,775	32,256	47,785	94,970	31,817	115.7%
30,000	650,000		6,353	35,712	52,905	97,275	34,422	114.7%
			6,930	37,440	52,905			

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。  
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)  
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。  
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)  
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。  
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）  
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。  
小数点以下は四捨五入して算定。  
平成25年4月時点の負担率

(3) 資格保有者の賃金水準の参考公表

職種	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	+8% ~ +10% (1級造園技能士)	+17% ~ +23% (登録造園基幹技能者)
電工	—	+11% ~ +15% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	—	+7% ~ +10% (登録鉄筋基幹技能者)
運転手(特殊)	—	+3% ~ +4% (登録機械土工基幹技能者)
		+3% ~ +5% (登録コンクリート圧送基幹技能者)
橋りょう特殊工	—	+12% ~ +16% (登録橋梁基幹技能者)
橋りょう世話役	—	+14% ~ +18% (登録橋梁基幹技能者)
高級船員	—	+11% ~ +14% (登録海上起重基幹技能者)
普通船員	—	+14% ~ +17% (登録海上起重基幹技能者)
配管工	—	+4% ~ +8% (登録配管基幹技能者)
板金工	+9% ~ +13% (1級建築板金技能士)	—
サッシ工	+5% ~ +8% (1級サッシ施工技能士)	—
内装工	+4% ~ +7% (1級内装仕上げ施工技能士)	—
ガラス工	+3% ~ +7% (1級ガラス施工技能士)	—
ダクト工	+12% ~ +15% (1級建築板金技能士)	+13% ~ +19% (登録ダクト基幹技能者)
保温工	+3% ~ +6% (1級熱絶縁施工技能士)	—

※ 平成 22、23、24 年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。  
「—」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

# 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)

## 現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない  
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



## 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

## 対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

## 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値  
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たたる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導員 A	交
〇〇県	11,800 (16,600)	7,900 (11,100)	
□□県	11,800 (16,600)	8,800 (12,400)	

上段：公共工事設計労務単価  
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費